

東・北はりま消費者注意報 第14号

貴金属を強引に買い取られた！

事例

「着物を買取りしたい」と電話があったので自宅に来てもらった。「着物はいらない、貴金属はないか」と家の中に入られ、強引にタンスの中などを開け、指輪類を500円で買い取られた。返してほしい。（60代 女性）



アドバイス

✓ いきなり訪問してきた買い取り事業者には対応しない

・突然訪問して勧誘することは**禁止**されています。

✓ 事前買い取りを承諾した物品以外は売らない

・消費者が勧誘を受け入れた物品以外のものについて勧誘をすることは**禁止**されています。

・売却の際、事業者は物品の種類や特徴、価格、クーリング・オフ等について記載された**書面を交付**する義務があります。

✓ クーリング・オフ期間中(8日間)は物品を引き渡さない

・一度物品を引き渡すと取り返すことが困難な場合があります。

✓ むやみに貴金属を見せない、触らせない

おかしい時は消費生活センターにすぐ相談（局番なし188）

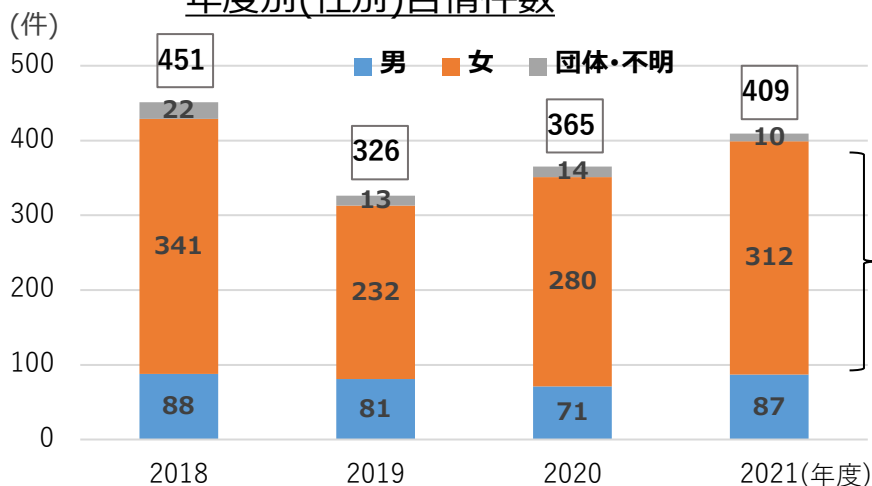


あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号188(いやや泣き寝入りと覚えてね)
お近くの相談窓口につながります

【「訪問購入」の相談データ（兵庫県内）】

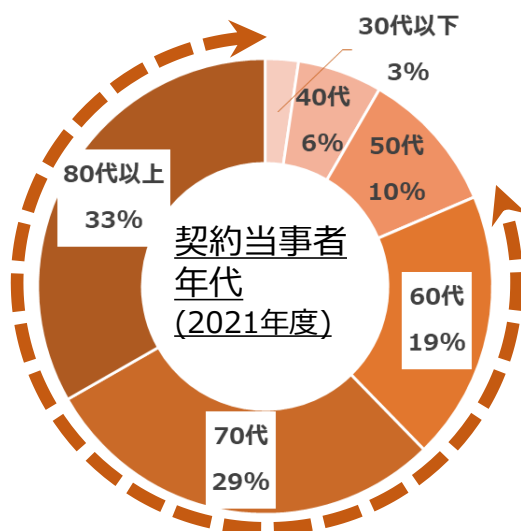
年度別(性別)苦情件数



品目別ワースト5 (2021年度)

順位	品目	件数 (%)
1	アクセサリ	84件 (20.5%)
2	商品一般	80件 (19.6%)
3	和服	28件 (6.8%)
4	履き物	25件 (6.1%)
5	他の教養娯楽品	18件 (4.4%)

(件)



被害者の8割が高齢者

【主な事例】

突然訪問され契約書面も渡されない!!

不用品を買い取ると自宅に突然訪問。断っても帰ってくれないので、ブランドバッグを渡し1,000円で買い取ってもらった。書面も名刺も渡されなかったので業者名もわからない。(50代 女性)

認知症の母親が貴金属を安く買い取られた!!

一人暮らしの認知症の母が、訪問購入で10万円程度の金のネックレスを3千円で売ってしまったようだ。母は対面で話をすると認知症であることがすぐわかるほどの症状なので、悪質な業者だ。(当事者 80代 女性)

クーリング・オフしたのに返品されない!!

買取業者に多くの着物などを買い取ってもらったが、大切な振袖が含まれていたためクーリング・オフをした。売った着物が特定されないなどの理由で返品がすすまない。(80代 女性)